

神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の件  
(令和 6 年第 1 回定例市会 2 月議会上程)

■議案の概要

土地区画整理法の規定により、市町村が事業を施行する場合は、事業計画に合わせて条例で施行規程を定め、事業名称や施行地区、その他事業の実施に必要な事項を定める必要がある。(土地区画整理法第 52 条、第 53 条)

このたび施行地区に含まれる地域の名称に変更が生じたため、施行規程を改正する。

■改正内容

施行規程第 2 条に基づく別表第 1 において、鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業の施行地区に含まれる地域の名称に「山田町小部字西ノ岡谷の一部」を追加する。

■改正する理由

施行地区内に含まれていない地域である「山田町小部字西ノ岡谷」の土地が存在することが、土地の境界精査の結果判明したため。

■施行期日

公布の日から施行

■施行規程（抜粋・現行）

神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程（昭和 55 年 6 月 10 日条例第 26 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号。以下「法」という。）

第 3 条第 4 項の規定により、本市が施行者として行う次条の土地区画整理事業（以下「事業という。」について、法第 53 条第 2 項各号に掲げる事項その他必要な事項を定めるものとする。

（事業の名称及び工区の名称並びに施行地区及び工区に含まれる地域の名称）

第 2 条 この条例により本市が施行する事業の名称及び工区の名称並びに施行地区及び工区に含まれる地域の名称は、別表第 1 のとおりとする。

別表第 1（第 2 条関係）

事業の名称及び 工区の名称	施行地区及び工区に含まれる地域の名称	
神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業	神戸市北区	鈴蘭台北町 1 丁目の一部、鈴蘭台北町 2 丁目の一部及び鈴蘭台北町 3 丁目の一部

参考：土地区画整理法

(施行規程及び事業計画の決定)

第五十二条 都道府県又は市町村は、第三条第四項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする場合においては、施行規程及び事業計画を定めなければならない。(略)

(施行規程)

第五十三条 前条第一項の施行規程は、当該都道府県又は市町村の条例で定める。

2 前項の施行規程には、左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 土地区画整理事業の名称

二 施行地区（施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区）に含まれる地域の名称

三 土地区画整理事業の範囲

四 事務所の所在地

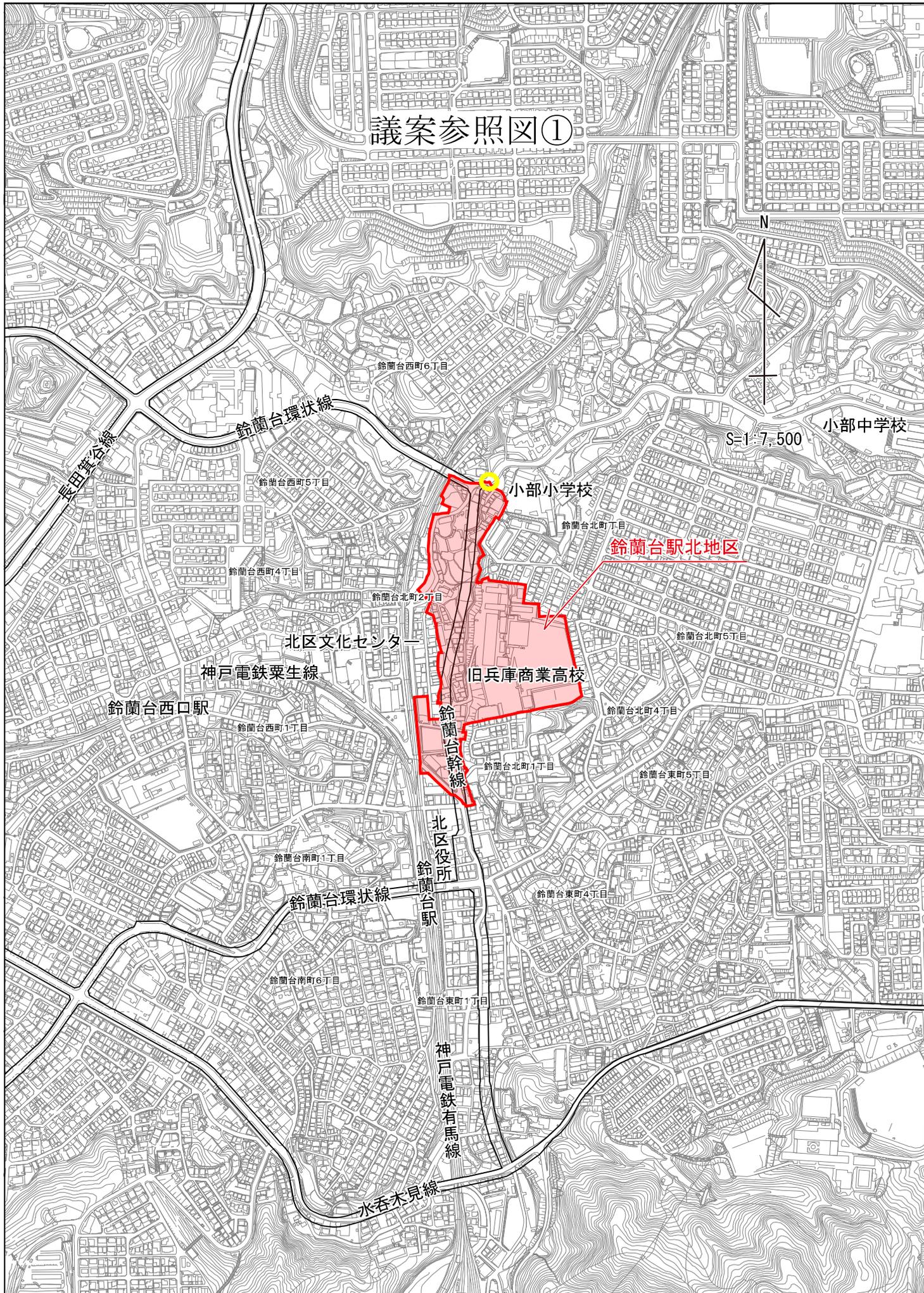
五 費用の分担に関する事項

六 保留地を定めようとする場合においては、保留地の処分方法に関する事項

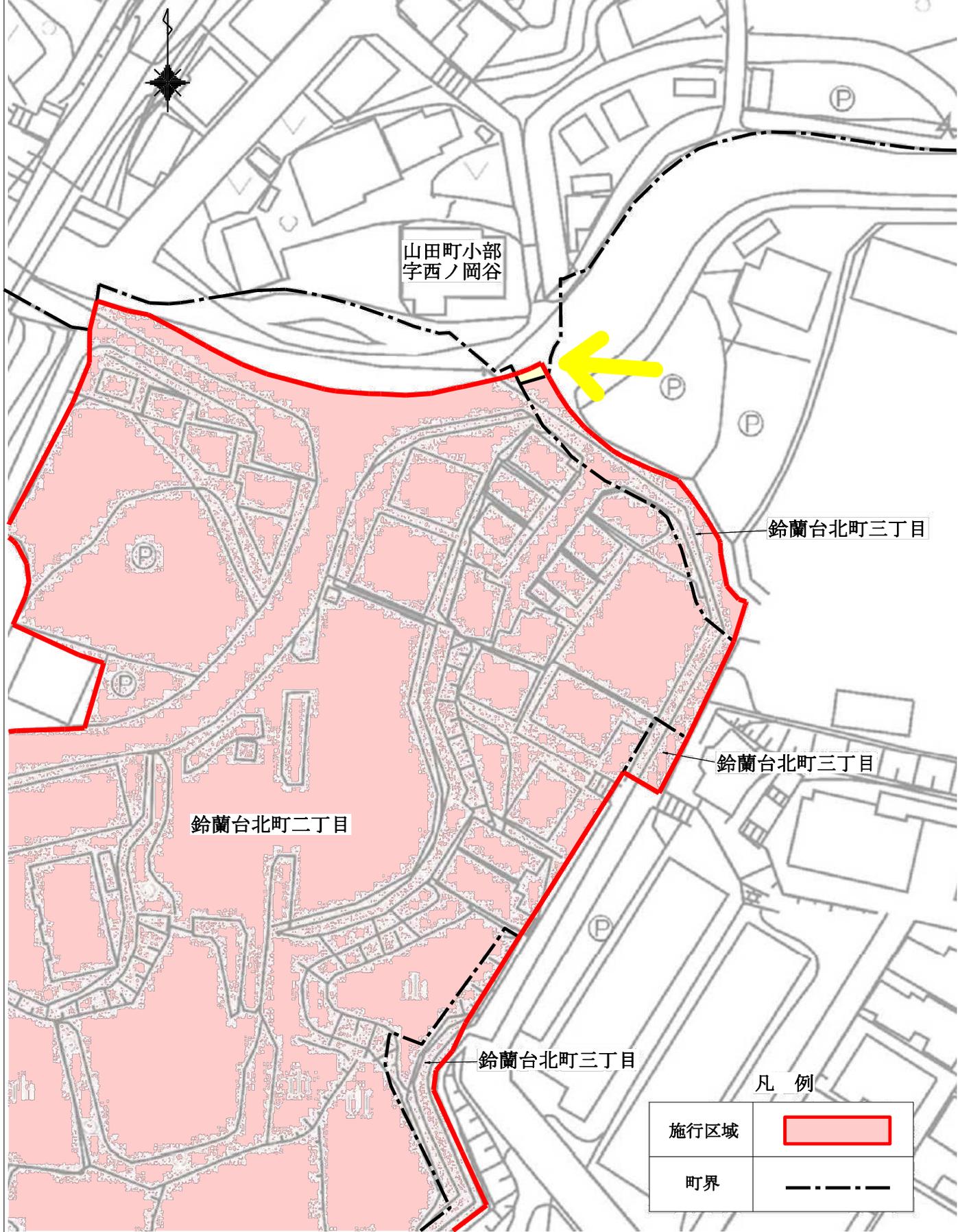
七 土地区画整理審議会並びにその委員及び予備委員に関する事項（委員の報酬及び費用弁償に関する事項を除く。）

八 その他政令で定める事項

# 議案参照図①



# 議案参照図②



## 第89号議案

神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の  
件

神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例を次の  
ように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例  
神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程（昭和55年6月条例第26号）  
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び  
第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は  
太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）につ  
いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正  
部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
事業の 名称及 び工区 の名称	施行地区及び工区に含まれ る地域の名称		事業の 名称及 び工区 の名称	施行地区及び工区に含まれ る地域の名称	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸国 際港都 建設事	[略]	鈴蘭台北町1丁目 の一部、鈴蘭台北町 2丁目の一部、鈴蘭	神戸国 際港都 建設事	[略]	鈴蘭台北町1丁目 の一部、鈴蘭台北町 2丁目の一部及び

業 鈴 蘭 台 駅 北 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業	台北町3丁目の一 部及び山田町小部 字西ノ岡谷の一部	業 鈴 蘭 台 駅 北 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業	鈴蘭台北町3丁目 の一部
--	----------------------------------	--	-----------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業の施行地区に含まれる地域を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。